

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年10月22日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第4号

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第10号

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年北上地区消防組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(年次休暇)</p> <p>第12条 年次休暇は、<u>一の年</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>一の年</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、<u>当該年</u>の中途において新たに職員となるもの <u>その年</u>の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>(3) <u>当該年の前年</u>において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開</p>	<p>(年次休暇)</p> <p>第12条 年次休暇は、<u>一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>一の年度</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、<u>当該年度</u>の中途において新たに職員となるもの <u>その年度</u>の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数</p> <p>(3) <u>当該年度の前年度</u>において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、他の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土</p>

発公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数

- 2 年次休暇（この項の規定に基づき繰り越されるものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

地開発公社、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「地方公営企業労働関係法適用職員等」という。）であった者であって引き続き当該年度に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業労働関係法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数

- 2 年次休暇（この項の規定に基づき繰り越されるものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該年度の翌年度に繰り越すことができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員の年次休暇の日数については、施行日の前日における年次休暇の残日数に5日（育児短時間勤務職員及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内で管理者が別に定める日数）を加えた日数とする。

平成30年10月22日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高橋敏彦

提案理由

職員の年次休暇を、暦年管理から年度管理に変更しようとするものである。